

議案第 8 号

三朝町総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の設定について

次のとおり三朝町総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 19 年 3 月 8 日

三朝町長

吉 田 秀 光

三朝町条例第 号

三朝町総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例

（目的）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、三朝町総合スポーツセンターの設置及び管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第 2 条 本町の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、もって地域住民の健康の増進に寄与することを目的として、三朝町総合スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）を次のとおり設置する。

名称	設置場所
三朝町総合スポーツセンター	三朝町大字山田 2 1 4 番地 1

（指定管理者による管理）

第 3 条 スポーツセンターの管理は、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、これを行わせる。

2 指定管理者の指定の期間は、当該指定をした日から起算して 3 年以内とする。ただし、再指定を妨げない。

（指定管理者が行う業務）

第 4 条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- （1）スポーツセンターの利用の許可に関する業務
- （2）スポーツセンターの利用料の徴収に関する業務

- (3) スポーツセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、スポーツセンターに関する事務のうち、町長のみの権限に属する事務を除く業務

(行為の制限等)

第5条 スポーツセンターにおいては、次の行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害する行為
- (2) 施設及び設備を棄損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する行為
- (4) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をする行為
- (5) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為
- (6) 前5号に掲げるもののほか、スポーツセンターの管理上支障があると町長が認める行為

(利用者に対する指示等)

第6条 指定管理者は、前条の規定に違反し、又はそのおそれのある者その他スポーツセンターの適正な管理を図るため、必要があると認めるときは、利用者に対し必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。

(利用時間及び休業日)

第7条 スポーツセンターの利用時間及び休館日は、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

(利用の許可)

- 第8条 スポーツセンターを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。
- 2 前項の規定による申請があった場合において指定管理者は、その利用が第5条の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該申請について、利用を許可（以下「利用許可」という。）しなければならない。
 - 3 指定管理者は、利用許可を与える場合において、管理上必要な条件を付すことができる。
 - 4 利用許可の手続きに関し必要な事項は、指定管理者が、別に定める。

(利用権の譲渡禁止)

第9条 利用許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の停止、条件の変更及び許可の取消)

第10条 指定管理者は、スポーツセンターの管理上特に必要があるとき又は利用者が次の各号の1に該当するときは、当該利用を停止し、又は利用の許

可を取り消すことができる。

(1) 利用許可を受けた者が、不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

(2) 第6条の規定による指定管理者の指示等又は第8条第3項の規定により指定管理者が付した条件に従わないとき。

(3) 前条の規定に違反したとき。

2 利用者が、前項各号の1に該当する理由により同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても町及び指定管理者は、その責めを負わない。

(利用料)

第11条 スポーツセンターの利用に係る料金（以下「利用料」という。）については、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めなければならない。

2 町長は、前項の規定による利用料の承認をしたときは、すみやかにこれを告示しなければならない。

3 利用料は、指定管理者の収入として収受させる。

4 既に納入された利用料は、返還しない。ただし、利用料を納入したものが、その責めに帰することができない理由により、スポーツセンターを利用することができなかったときは、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(利用料の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ町長が定める基準に従い、利用料を減額し、又は免除しなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、スポーツセンターの管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続きその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。